

令和4年4月1日から以下の 方法で、埋蔵文化財包蔵地の 確認ができます！！

ステップ1. 「古河生活べんりMAP」で埋蔵文化財包蔵地を確認
スマホの場合同意画面で同意し、2画面表示機能の利用方法を参照
<https://www.sonicweb-asp.jp/ibaraki-koga/>



ステップ2. 【電子申請】「古河市埋蔵文化財包蔵地の手続き照会
について」を開き、該当する手続きをお願いします。
<https://logoform.jp/form/WpUV/63022>



埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことを指し、その範囲は「周知の埋蔵文化財包蔵地（主に遺跡と呼ばれている）」と呼ばれています。市内には399カ所の包蔵地があることが明らかになっています。（令和4年4月1日現在）

埋蔵文化財は、地中に埋まっており把握しにくいだけでなく、工事などで一度破壊されてしまうと原状回復が困難です。このため、文化財保護法では埋蔵文化財がある土地に関して保護を図ることを規定しています。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で工事を行う際には、着手60日前までに茨城県教育委員会に届出が必要となります。届け出にあたっては、試掘調査を実施するなど所定の手続きや事前協議が必要となり、手続きに時間を要します。また、試掘調査の結果、本調査が必要であると判断された場合については、事業者が発掘費用を負担することになります。

このように、事業スケジュール等計画に及ぼす影響が大きいため、市内において、建造物の建築や宅地造成・太陽光発電所・資材置場など盛土・掘削を伴う工事の計画を検討されている事業者におきましては、予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するのか、なるべく早い段階で確認をお願いしております。

従来、生涯学習課窓口またはFAXで確認を行っていましたが、古河生活べんりMAPにていつでも確認が可能となりましたので、ご活用ください。

電子申請は、①包蔵地外であることの簡易な証明発行、②包蔵地内の手続きについての確認、③包蔵地境界付近で対応に疑義が生じる場合、
で使えますので、ぜひ、ご利用ください。

【問い合わせ先】

古河市教育委員会 教育部 生涯学習課 文化財保護係
TEL：0280-22-5111（代）内線 2104, 2105
FAX：0280-22-7114